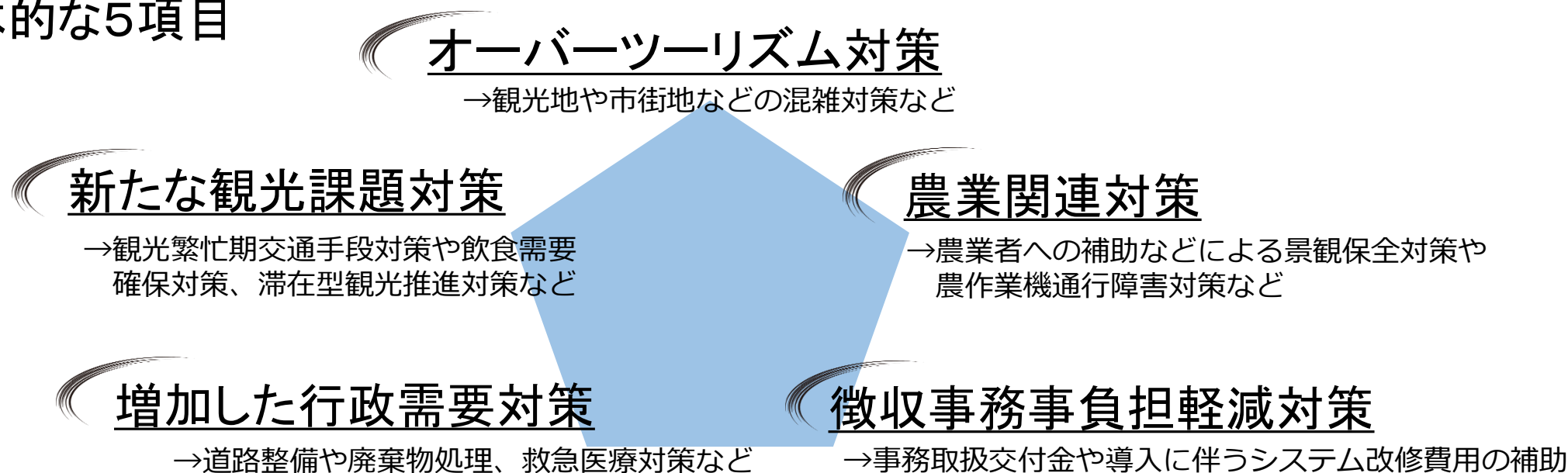


税収の使途のイメージ



法定外普通税として賦課した税収は、オーバーツーリズム対策や新たな観光課題の解決に向けた来訪者に特化した施策の展開はもちろん、来訪者に要する全国標準を上回る行政需要や本町の基幹産業であり観光資源でもある農業施策に活用します。

基本的な5項目



来訪者に特化した施策の展開については、本町の観光がより良いものとなるよう、来訪者、宿泊・観光事業者、農業者等からの意見を取り入れながら決定します。

※各対策に関連する事業詳細については、新税が導入された場合において、税収以外の財源確保などを検討した上で予算措置を行い議会の承認を得ることで決定されるものとなります。そのため、現段階では活用方針のみを記載しています。

※法定外普通税として徴収した税収（宿泊税・駐車場利用税）については、具体的にどのような事業に使用したかを分かるような資料の公開を行います。